

広島高速道路公社建設工事総合評価落札方式試行要領

[沿革]	平成18年	8月	2日	制定
	平成19年	1月	16日	改正
	平成20年	5月	1日	改正
	平成21年	11月	1日	改正
	平成22年	6月	16日	改正
	平成23年	2月	14日	改正
	平成24年	4月	1日	改正
	平成25年	5月	10日	改正
	令和元年	7月	1日	改正

(趣旨)

第1 この要領は、広島高速道路公社が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価落札方式の試行に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領における「総合評価落札方式」とは、工事の質を高めることを目的とし、企業から技術等に関する提案を求め、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮する契約方式である。

(対象工事)

第3 総合評価落札方式の試行工事は、原則として10,000千円以上の工事を対象とし、次のいずれかに該当する工事とする。ただし、「広島高速道路公社競争入札等執行委員会」で総合評価落札方式によることが適当でない認められた工事を除く。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事について、簡易な施工計画や企業の施工実績、配置予定技術者の能力等の技術力と入札価格とを一体として評価することが事業実施上有利とされる工事
- (2) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事について、工期短縮、安全対策、交通や環境への影響等に関する企業の技術提案等及び企業の実績・能力、配置予定技術者の実績・能力等の技術力と入札価格とを一体として評価することが事業実施上有利とされる工事
- (3) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事について、主に工期短縮・コスト縮減等を目的として設計段階から新技術・新工法、工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能及びライフサイクルコストに関する企業の技術提案等と入札価格を一体として評価することが事業実施上有利とされる工事

(学識経験者の意見聴取)

第4 理事長は、総合評価落札方式を実施するに当たり、あらかじめ、次の事項について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者の決定基準を定めようとする場合
- (2) 前号の規程による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられ、当該落札者を決定しようとする場合。

(入札公告等)

第5 理事長は総合評価落札方式で建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合は、次の事項について公告又は通知しなければならない。

- (1) 提出を求める技術提案書等の内容及び提出期限等
- (2) その他必要と認める事項

(技術提案書作成説明会の開催)

第6 理事長は、必要があると認めるときは、技術提案書作成説明会を実施することができる。

(技術提案書等の提出)

- 第7 理事長は、価格以外の技術提案等の評価を行う際に、必要な技術提案書等を提出させることとし、提出された技術提案書等は返却しない。
- 2 技術提案書等を提出しない企業又は提出された技術提案書等に必要事項が記載されていない企業は落札者とししない。
 - 3 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、企業が負担する。

(技術提案書等のヒアリング)

- 第8 理事長は、必要があると認めるときは、技術提案書等の内容について、提案者へヒアリングを実施することができる。

(技術提案書等の審査)

- 第9 技術提案書等の審査は、「広島高速道路公社総合評価型VE審査委員会」で行い、構成員等は「広島高速道路公社総合評価型VE審査委員会規約」による。
- 2 技術提案等の審査は、広島高速道路公社低入札価格調査制度事務取扱要綱別紙「適正な履行確保の基準」の数値的判断基準を満たす者について行う。
 - 3 自己採点表の審査は、評価値が最も高い者について行うものとし、評価項目毎の得点は自己採点を限度とし、審査後の得点が自己採点を下回る場合は0点とする。
 - 4 前項の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度前項の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返す。

(落札者決定基準)

- 第10 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他必要な基準を定める。

(評価基準)

- 第11 第10の評価基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価落札方式の形式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じて設定する。なお、必要に応じて発注者側から標準的な施工方法等を示す。

(2) 配点

各評価項目に対する配点は、その必要度・重要度に応じて定める。

(3) 加算点

評価項目毎の得点合計を加算点とし、加算点は30～70点の範囲で定める。

(4) ペナルティー

技術提案等の適切な履行を確保するために、評価項目毎に提案内容が履行されない場合のペナルティーを設定する。

(5) 施工条件

技術提案等の履行に係る発注者と請負者の責任の所在を明確にするために、施工条件を適切に明示する。

(評価の方法)

- 第12 総合評価は、①除算方式又は②加算方式により行い、①除算方式を標準とする。

①除算方式

加算点に標準点（基礎点）の100点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除した次式で得られた数値をもって評価する。

評価値＝技術評価点／入札価格

技術評価点＝標準点（基礎点）＋加算点

②加算方式

施工の確実性を実現する技術力を評価することで、工事品質の確保を図ることが、事業実施上、有利とされる工事は、価格評価点に加算点を加えたものをもって評価する。

評価値＝価格評価点＋加算点

＝ $\alpha \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + \text{加算点}$

※ α の設定は工事特性に応じて定める。

(落札者の決定方法)

第13 理事長は、次の要件に該当する落札候補者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(総合評価結果の公表)

第14 入札契約担当者は、契約締結後すみやかに各評価項目の加算点、技術評価点、入札価格及び評価値について閲覧等により公表する。

(その他)

第15 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月16日以降発注する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。